議　　第　　9　　号
令和 元 年 6 月２７日提出

熊本市青少年問題協議会の委員の委嘱について

熊本市青少年問題協議会の委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長　　遠藤　洋路

（フリガナ） 委員氏名	所属・職業・分野等	今期の任期
テラモト　ヨシカツ 寺本　義勝	熊本市議会議員	令和　元　年　6　月　1　日　～ 現職在任期間
シラカワベ　テイシ 白河部　貞志	熊本市議会議員	令和　元　年　6　月　1　日　～ 現職在任期間
アラキ　イツハル 荒木　逸治	熊本市小学校長会会長 （向山小学校長）	令和　元　年　6　月　1　日　～ 令和　2　年　5　月　31　日
タガ　ヨシフミ 多賀　美文	熊本市中学校長会会長 （植木北中学校長）	令和　元　年　6　月　1　日　～ 令和　2　年　5　月　31　日
フカミ　ユウジ 深水　裕二	熊本市高等学校生活指導連盟会長 （県立第一高等学校長）	令和　元　年　6　月　1　日　～ 令和　2　年　5　月　31　日
カエツ　ナツコ 嘉悦　奈津子	熊本市 PTA 協議会常任理事	令和　元　年　6　月　1　日　～ 令和　2　年　5　月　31　日
タバタ　タカシ 田端　高志	熊本市健康福祉局長	令和　元　年　6　月　1　日　～ 現職在任期間

（提案理由）
熊本市青少年問題協議会設置条例（昭和 30 年条例第 46 号）第２条の規定により、熊本市青少年問題協議会の委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教委規則第 6 号）第 1 条第 12 号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。
これが、この議案を提出する理由である。

熊本市青少年問題協議会委員　新旧対象者名簿（案）

（令和元年6月1日現在）

職名		旧		新（候補者）		選出区分	当初委嘱年月日
		氏　名	所属団体・役職名	氏　名	所属団体・役職名		
1	会長	大西　一史	熊本市長	大西　一史	熊本市長	市長	H26.12.3～
2	委員	原　亨	熊本市議会議員	寺本　義勝	熊本市議会議員	市議会議員	R1.6.1～
3	委員	三森　至加	熊本市議会議員	白河部　貞志	熊本市議会議員	〃	R1.6.1～
4	委員	森　徳和	熊本市教育委員会委員	森　徳和	熊本市教育委員会委員	教育委員会委員	H21.6.1～
5	委員	濱﨑　幸夫	尚絅大学名誉教授	濱﨑　幸夫	尚絅大学名誉教授	学識経験者	H24.4.1～
6	委員	宮本　博規	熊本市小学校長会会長（白川小学校長）	荒木　逸治	熊本市小学校長会会長（向山小学校長）	〃	R1.6.1～
7	委員	増村　隆夫	熊本市中学校長会会長（錦ヶ丘中学校長）	多賀　美文	熊本市中学校長会会長（植木北中学校長）	〃	R1.6.1～
8	委員	田中　満生	熊本市高等学校生活指導連盟会長（開新高等学校長）	深水　裕二	熊本市高等学校生活指導連盟会長（県立第一高等学校長）	〃	R1.6.1～
9	委員	吉村　圭四郎	熊本市青少年健全育成連絡協議会会長	吉村　圭四郎	熊本市青少年健全育成連絡協議会会長	〃	H24.4.1～
10	委員	東　マサ子	熊本市民生委員児童委員協議会理事	東　マサ子	熊本市民生委員児童委員協議会理事	〃	H28.6.1～
11	委員	吉田　精華	熊本市保護司会連絡協議会会長	吉田　精華	熊本市保護司会連絡協議会会長	〃	H28.6.1～
12	委員	境　真紀	熊本市PTA協議会常任理事	嘉悦　奈津子	熊本市PTA協議会常任理事	〃	R1.6.1～
13	委員	中川　克也	熊本労働局雇用環境・均等室監理官	中川　克也	熊本労働局雇用環境・均等室監理官	関係行政機関の職員	H30.6.1～
14	委員	國生　徹哉	熊本県警察本部生活安全部少年課長	國生　徹哉	熊本県警察本部生活安全部少年課長	〃	H30.6.1～
15	委員	池田　泰紀	熊本市健康福祉子ども局長	田端　高志	熊本市健康福祉局長	市の職員	H31.6.1～
16	委員	遠藤　洋路	熊本市教育長	遠藤　洋路	熊本市教育長	教育長	H29.6.1～

※　青色部は今回新規に委嘱する委員。

○熊本市青少年問題協議会設置条例〔青少年教育課〕

昭和30年8月10日
条例第46号

(設置)

第1条　地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、本市に、青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条　協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

2　会長は、市長をもって充てる。

3　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　教育長及び教育委員会委員

(3)　学識経験者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　市の職員

(任期)

第3条　前条第3項第3号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。